

株式会社マックスサポート
通勤手当支給規則
別紙

(交通運賃)

第1条 通勤手当支給規則第4条第1項第1号に定める交通運賃は、入社、転居、異動、転勤の際に本人が予め会社に届出て、会社がこれを相当と認めたものについて1ヶ月分の定期券代相当額と1ヶ月分の交通費実費の内、いずれか少ない金額を次のとおり支給する。なお、利用する通勤経路は、経済的、合理的なものを利用する。

- (1) 毎月1日から末日までの交通運賃相当額を翌月末日の給与支払日に給与とともに支給。
- (2) 期間途中での入社、転居、異動、転勤等その他の理由に基づく変更については、原則日割計算でそれぞれの定期券代相当額を支給。
- 2 前項第2号について、会社がこれを相当と認めた場合には、日割計算に基づかないでそれぞれ定期券代1ヶ月分相当の二重支給を認めることができるものとする。
- 3 定期券代相当額支給の上限は、これを月額30,000円とする。

(交通用具を使用して通勤する場合の燃料費相当分の補助)

第2条 通勤手当支給規則第3条第1項第2号に定める燃料費相当分の補助については、自動車等に関し、次のとおりこれを支給する。なお、通勤距離は、会社が使用する交通距離計算ソフトに基づきこれを算出する。支給対象距離 (片道通勤距離※1 - 2km) × 640円 ※2

- ※1 2kmの場合は、640円を支給する
※2 ガソリン代の市場価格の変動により、上記金額を変更することがある。
 - 2 前項の支給方法については、前条第1項各号を準用する。
 - 3 第1項の支給対象距離は60kmを限度とし、距離にkm未満の端数が生じたときは、これを四捨五入する。
 - 4 月給制、日給月給制以外の者の計算については、次のとおりとする。
 - (1) 勤務日数が月20日以上・・・第1項計算結果の全額
 - (2) 勤務日数が月20日未満・・・第1項計算結果を日割計算した金額

附則 2022年12月1日より適用する。